

保育関係補助金の創設と拡充について

気になる子支援事業及び保育士確保対策事業

【問い合わせ】

保健福祉部こども課幼児教育保育係

TEL027-382-1111(内線1162)

1 気になる子支援事業

「気になる子」とは
事業の目的
対象施設
対象児童
補助金額

2 保育士確保対策事業

拡充します
「保育補助者」と「有資格保育補助者」とは
事業の目的
対象施設
補助対象経費
補助金額



1 「気になる子支援事業」の創設

1.1 「気になる子」とは

児童

発達や行動、情緒面等に特性をもつ

気になる子

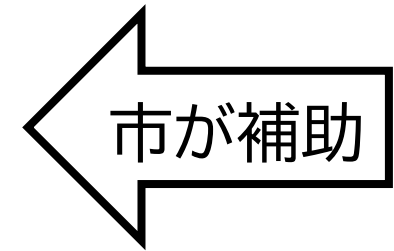
医療的に以下の判定がされていない

- ・身体障害
- ・知的障害
- ・その他の心身の機能の障害

集団保育を実施するに当たって**特別の支援**が必要

1.2 気になる子支援事業の目的

○「気になる子」に対する特別の支援
(例) 補助保育士の配置



○「気になる子」への早期の手厚い支援

🚩「気になる子」の健やかな成長

🚩保育環境の改善

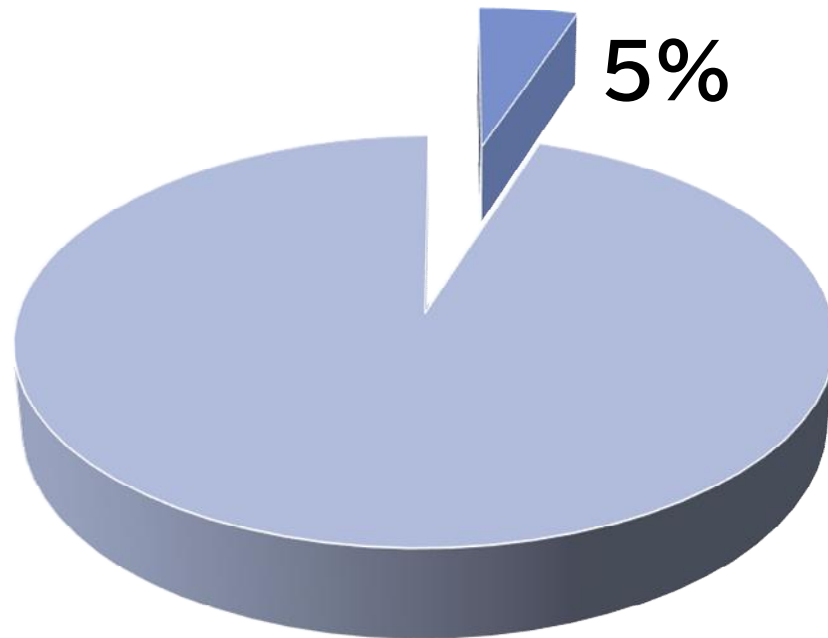
1.3 対象施設

- 市内の
- ・保育所
 - ・認定こども園
 - ・地域型保育事業所



1.4 対象児童

対象児童数の想定



施設の在籍児童

※対象児童は個別に判定しない

1.5 補助金額

○(在籍児童数の5%×32,000円)/月

- ※ 在籍児童数の5%＝対象児童数
端数は切り捨て(ただし最低人数1人)
- ※ 令和7年4月分から対象

2 「保育士確保対策事業」の拡充

2.1 保育士確保対策事業を「拡充」します

令和6年度 保育士確保対策事業をスタート
配置基準超の**保育士**の人件費を補助
(月額8万円、上限6か月)



令和7年度 保育士確保対策事業に
補助メニューを追加
→ **保育補助者**又は**有資格保育補助者**

併用可能

2.2 「保育補助者」と「有資格保育補助者」とは



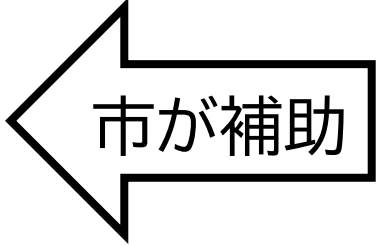
- 保育士資格を持たない
- 保育所等に勤務する保育士の補助を行う者



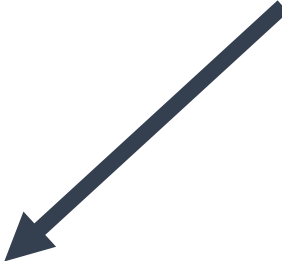
- 保育士資格を持つ
- 保育士として職場復帰を目指す保育士

2.3 保育士確保対策事業の目的

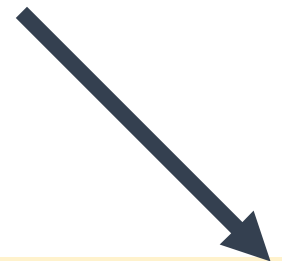
○保育補助者又は有資格保育補助者を
保育士の補助を行う者として雇い上げる



市が補助



🚩保育士の
業務負担の軽減、離職防止



🚩保育人材の確保

※保育補助者雇上強化事業(国庫補助)を活用

2.4 対象施設類型

- 市内の
- ・保育所
 - ・認定こども園
 - ・地域型保育事業所



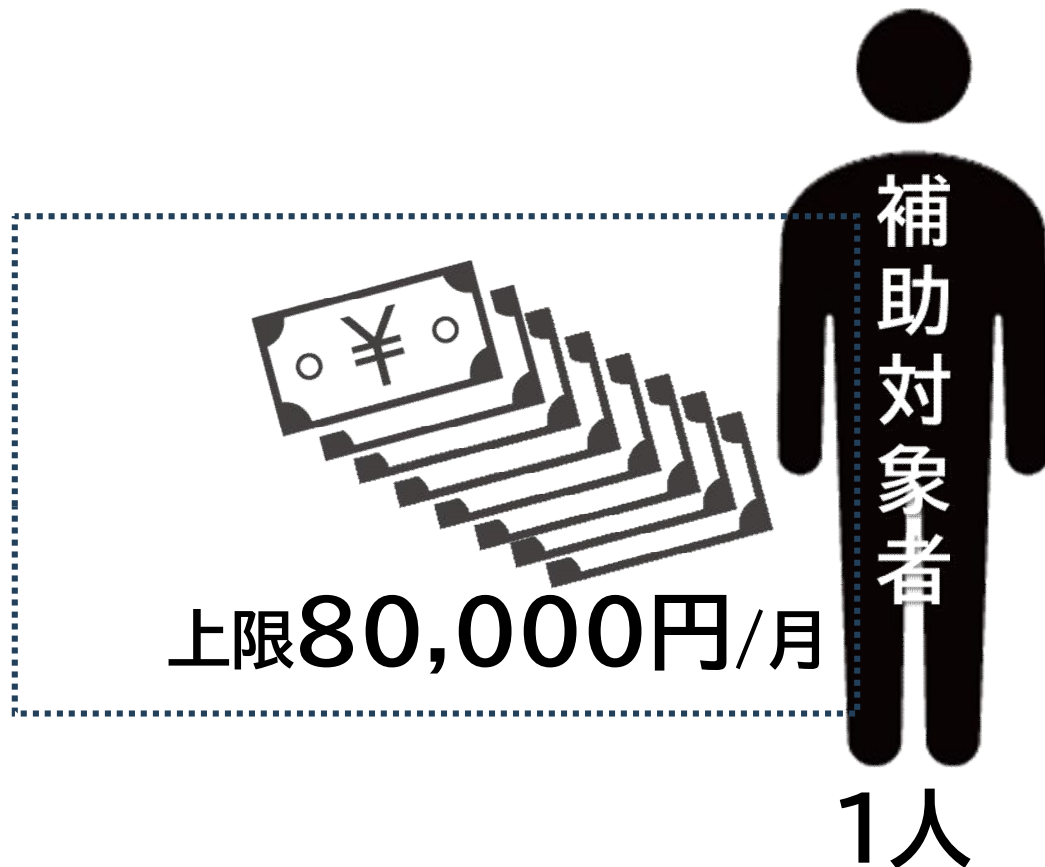
- ※ 本市の事業は幼稚園型認定こども園も対象とする
↔ 保育補助者雇上強化事業(国庫補助)は幼稚園型認定こども園は非対象

2.5 補助対象経費

○保育補助者又は有資格保育補助者の雇上げ
に必要な費用(人件費)

- ※「保育補助者雇上強化事業実施要綱」の要件を満たすこと
- ※令和7年4月以降の雇用が対象
- ※人件費は、雇用後、要件に定める実習を開始した日が
含まれる月の給与から該当

2.6 補助金額



- 補助対象者の給与が80,000円を下回る場合は、その額を当月分の月額とする
- 1施設が申請できるのは、保育補助者又は有資格保育補助者のいずれか1名まで

終わりに

